平成14年9月 定例会本会議 10月4日

(鈴木和夫君) 公明党の鈴木和夫でございます。

私は、公明党府議会議員団を代表いたしまして、今日の府政を取り巻く諸課題につきまして順次質問してまいります。大変お疲れと思いますが、よろしくお願いいたします。

初めに、大阪府は府債残高が四兆円を超え、平成十七年度普通会計の決算見込み額では、実質収支は四年連続の赤字決算であり、経常収支比率は十年連続で全国ワーストワンとなりました。大阪市を除く四十三市町村につきましても、昨年度普通会計決算見込みの実質収支が赤字になるなど、府内市町村においても危機的財政状況が予想される中、市町村の行財政改革や市町村合併など、行政サービスの一層の効率化が望まれるところでございます。

このように、大阪府のみならず、府内市町村におきましても大変厳しい財政状況にあり、財政を建て直し、自立的な行財政運営を行っていくためには、税収の安定的確保で景気に左右されない行政サービスが提供できるよう、引き続き国に税源移譲や地方税財政制度の抜本的改善などを求めていくことが必要であります。同時に、府みずからも本年度が行財政計画の具体化を図る改革元年であり、指定出資法人の削減、統廃合の推進、主要プロジェクトの精査などが重要であります。出資法人の役員への民間人材の登用や平成十六年度からの法人役員の業績評価制度の導入など、出資法人改革について積極的に取り組まれたことにつきましては、一定の評価をいたします。

大阪府では、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、府政の透明性を確保するため、平成十一年度から行政評価システムを導入されており、昨年からは施策評価を導入し、平成十四年度におきましても評価作業を進めていただいております。評価結果は、来年二月の予算案とあわせて公表するとされておりますが、現時点の作業の到達点として、施策目的に対する寄与度が相対的に低いなど何らかの見直しが必要と考えられている事務事業について再精査を行い、府民が納得できるものになることを期待いたしております。

また、人件費の抑制策として、二年間の昇給停止を行い、ラスパイレス指数は全国でも最低レベルになりましたが、将来の大阪府の組織を担う若き人材育成も必要であり、若手職員のやる気を向上させるため、職員給料の特別昇給を再開する方針を打ち出されました。

しかし、今月一日から高齢者の医療費自己負担がふえ、サラリーマン本人の雇用保険料も引き上げられるなど、 府民生活への大きな不安が押し寄せる中で、これまで府が先駆的に取り組んできた福祉制度に財政悪化のしわ寄せをしないよう、人事制度や事務事業にめり張りを持った府財政の建て直しをとり行う姿勢が必要であると考えます。

さらに、効率的、効果的な府政運営を行うには、主要施策の各部局間の整合性、連携が重要であり、縦割り行政の弊害があらわれないよう、しっかりした情報提供体制の構築が必要であります。例えば、府有地の売却やりんくうタウン等の立地促進のため、国内外の企業を誘致していくには、商工労働、土木、建築都市部など各部局が持つさまざまな助成制度、技術、支援策などを総合的に情報提供できる組織体制の構築が必要であります。

そこで、まず太田知事におかれましては、庁内各部局が個別に事業を行うのではなく、高い視点で各部局間の施策の整合性を図るなど強いリーダーシップを発揮していただきたいと存じますが、知事の府政運営についての決意をお伺いしたいと思います。

リーダーシップといえば、昨日の代表質問で知事は、東京都知事を意識して、西の横綱を目指すと言われました。真のリーダーシップは、自分の考えをできるだけ多くの人に語り、理解を求め、行動に移すことにあります。今、世界で一番注目されている北朝鮮拉致問題についても、在日朝鮮人や韓国人が最も多いこの大阪府の知事として、本議会のこの議場において、知事御自身の思いを述べていただきたかったと感じております。東の横綱の東京都知事は、東京以外の事柄にもマスコミ等に積極的な発言をし、存在感を示しております。大阪府民は当然のこととして、関西、日本、世界に御自身の意見を発信できるのが大阪府の知事の立場であります。大阪府庁内だけのリーダーシップを求めているのではありません。大阪、関西、日本を視野に入れたリーダーシップを東京の横綱に負けないためにも発揮されるようお願いするものであります。

次に、行財政改革を推進するためには、府民の理解と協力を得ることが何より大切であり、そのためにも、府の財政状況を府民により正確に明らかにしていかなければなりません。特に我が党は、出資法人と府財政のかかわりについては、行財政改革における最重点課題の一つとして出資法人改革の必要性をただしてきたところであ

り、現在も出資法人の統廃合などさまざまな取り組みが進められているところであります。現在、国の構造改革の一環として特殊法人等の改革が論議されており、本府における出資法人改革についても、府の行財政改革の中でどのような効果をもたらしてきたのか、府民の関心は非常に高いと思われます。

そこで、府と出資法人の連結バランスシートを導入するなど、出資法人と財政とのかかわりについて、府民により一層わかりやすく示していくべきではないかと思いますが、総務部長の所見をお伺いいたします。

次に、関西国際空港についてお伺いします。

関西国際空港は、我が国初の本格的二十四時間空港として開港し、ことしで九年目を迎えておりますが、その 道のりは順調に進んでいるとは言えません。特に昨年の同時多発テロにより、旅客、貨物とも世界的に輸送実績 が激減いたしましたが、関空もその例外でなく、テロの影響をもろにこうむることになりました。同じ年の夏に 発着便数で初めて成田空港を抜き、開港以来の実績を残しただけに、大きな打撃でありました。現在、業績は回 復基調にあるものの、前年度を上回る勢いには至ってはおりません。

このような状況に加え、生き残りをかけた空港間競争が世界規模で激しくなっており、関西国際空港の需要喚起と利用促進は急務の課題でもあります。幸い、知事も先頭に立ち、地元自治体や経済界とともにエアポートプロモーションに取り組まれていることは一定の評価をいたしますが、このような府や経済界などの動きに比べると、関空会社自体の取り組んでいる顔や姿勢がほとんど見えてきません。本来、民営化を標榜する以上、将来における株式公開も可能な会社づくりを目指していくべきであり、そのための経営努力をさらに行わなければなりません。府は、関空会社に対し、出資者として強く意見していくべきであると考えますが、知事の所見をお伺いします。

次に、言うまでもなく関空は、成田と並ぶ我が国を代表する国際拠点空港であります。テロや景気の低迷など 逆風が吹いておりますが、世界各国の国際空港にも引けをとらない空港として、その機能を充実させていく必要 があります。開港当初、二十四時間空港を最大のセールスポイントとして前面に打ち出しながら、現実には、メンテナンス作業のため滑走路を約三時間閉鎖しなければならず、また朝夕のピーク時間帯には発着枠の限界に近い運用を余儀なくされている状態にあり、二十四時間空港とは言えません。このようなことでは、新規就航便の誘致や深夜の貨物便の取り込みなど、必ずしも十分な成果を上げることができません。関空が二十四時間空港としての機能を発揮し、真の国際拠点空港となるため、どのように考えておられるのか、知事の所見をお伺いします。

なお、ここ数日、いわゆる上下分離案の事実上の撤回や伊丹空港の第一種空港としての機能の見直しの動きが 伝えられておりますが、これらについては、地元の立場として、まことに唐突の感を抱かざるを得ません。

そもそも上下分離案につきましては、我が国の三つの国際拠点空港を民営化し、世界の空港と競争し得る自立的経営環境を整えるための方策として、国みずからが提示してきたものであります。仮に国がこれを撤回するというのであれば、その理由をきちんと説明し、かわるべき方策を示してしかるべきではないでしょうか。また、伊丹空港についても、第一種空港としての位置づけを見直し、個々の課題を取り上げて、その結論だけを先行させるのではなく、国は地元の意見にも十分耳を傾け、総合的な交通体系のあり方や関西の三空港の機能分担など、全体を見渡した上での方向性を示すべきであります。我が党は、これらについて府として国へ強く求めていかれるよう要望いたします。

次に、大阪の文化振興についてお伺いします。

先日、NHK大阪ホールにおいて、大阪・元気・クラシック事業第一回公演が開催されました。この事業は、昨年、我が党が青少年が府内の文化施設でオーケストラなどのすぐれた舞台芸術を低料金で鑑賞できる機会をつくることが必要と提案したのを発端として、今回の事業実施になったものであります。これまで第一期の四回が終了しておりますが、いずれのコンサートも盛況で、中にはチケットが手に入らず、キャンセル待ちの行列ができた演奏会もあったと聞いております。また、初めてコンサートに来たという人も多くおられ、聴衆のすそ野を広げると同時に、これを弾みとして文化で大阪のまちを元気にしようとの期待が膨らむものであり、改めて府民の文化芸術に対する関心の高さがうかがわれました。

府では、現在、文化振興アクションプランを策定中でありますが、今まさに文化・芸術振興基本条例を制定するなど、府の文化振興への姿勢を内外に向けて積極的に発信し、行動していく機会が訪れております。

また、大阪府内の各地域には、大阪独自の文化が数多く存在をしております。例えば、高槻市民が中心となって開催されているジャズストリートは、新たな街角文化の創出を市街化の活性に寄与するものとして全国的にも知られつつあります。今後、このような地域社会に眠っている文化の芽を育て、地域社会における文化芸術の息吹を高めていくことが重要であります。このことが、結果的には地域の活性化につながり、地域からの盛り上が

りが府民全体の文化芸術の高まりとなっていくのではないでしょうか。そのためには、文化芸術に携わる人材が必要であり、同時に多くの府民が文化芸術に親しむという土壌が必要となってまいります。

そこで、大阪府としても、府教育委員会が設置している人材バンクと連携を図るなど、文化人、芸術家などの情報を蓄積した文化芸術バンクを設置するべきであります。さらに、多くの府民が文化芸術に親しめる機会をつくっていくため、大阪・元気・クラシック事業を演劇や古典芸能など他の舞台芸術分野についても拡充していくべきであると考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、集客都市づくりについてお伺いします。

国際観光振興会の資料によりますと、日本人の海外旅行者は年間千七百八十二万人、外国から日本への観光客は約四分の一の年間四百七十六万人となっております。したがって、旅行で見る日本の収支を考えると、約三兆四千億円の赤字になる計算であります。海外の都市と比較しても、香港を訪れる観光客は年間千三百六万人、ロンドンでは千百四十六万人、それに比べると、日本全体でわずか四百七十六万人では、余りにも少ないように思います。そのうち東京が二百六十七万人で、大阪が百十三万人であります。このような不均衡をもたらしている原因は、日本の物価高、国際空港の利便性等が挙げられますが、海外に向けた情報発信の不足、観光資源の開発不足、観光振興への認識不足にあるのではないでしょうか。

平成十二年度の大阪府観光統計調査によりますと、国内外を含めた大阪の総観光客数は、年間一億三千二百三十万人と極めて多く、経済波及効果も二兆二千二百五十五億円に上るなど、大阪にとっても観光は一大産業と言えます。同じく国際観光振興会の資料によりますと、日本を訪れる外国人のベストファイブは、韓国百六万人、台湾九十一万人、米国七十三万人、中国三十五万人、香港二十四万人と東アジアからの集客が多いことがわかります。識者の予測では、二〇一〇年代後半には、観光ビッグバンが到来し、アジアの経済成長によってアジアから外国旅行者が増加すると予測されています。上海、ソウルなどアジアの各地に巨大空港が完全整備されると、関西国際空港はアジアの一地方空港になってしまい、ますます大阪の地盤沈下が進みます。そうしないために、今こそ外国からの集客に焦点を当てた大阪の観光戦略が、大阪再生の起爆剤になると考えます。

大阪には、観光資源としてすばらしいところがたくさんあります。しかし、観光資源開発や観光客の受け入れ体制はとても十分とは言えません。例えば、本年六月に大阪の長居競技場でも開かれた日韓共同開催のワールドカップサッカー大会に対しても、観光面からの取り組みは弱かったと言わざるを得ません。大阪は、観光産業としてとらえる意識が欠けており、いかにして外国から観光客を呼び、大阪に滞在してもらうかという政策努力が足らなかったのではないかと思います。

本年一月、大阪府や大阪市、関経連、大阪商工会議所などで構成する大阪観光推進宣言策定委員会が、観光立都大阪宣言を策定しましたが、その具体化に当たっては、経済政策としての観光事業を位置づけ、オール大阪で官民一体の取り組みをしなければなりません。特に大阪を訪れる外国人はアジアからが多いことから、欧米よりもアジアの集客に焦点を当て、大阪にアジアから人々が集う集客都市づくりを目指して重点的に推進していくべきであると考えますが、商工労働部長の所見をお伺いたします。

府の構造改革特区構想では、関西国際空港、りんくうタウンエリアを国際交流特区として二十四時間世界の空に開かれた我が国のゲートウエーを目指すとされておりますが、りんくうタウンを集客ゾーンとして、カジノの誘致、世界屋台コンベンションの開催、グルメ街、フードテーマパークの誘致などアミューズメント産業の集積地とすることは、新たな観光集客資源の創出につながり、外国人を初めとした多くの観光客誘致が期待できるものと考えます。

しかしながら、カジノについては、府民の中にもさまざまな意見があることは御承知のとおりであります。大阪府は、政府への特区構想の中でも、また事あるごとにカジノ誘致をおっしゃっておりますが、議会には何ら提案、議論がなされたことはありません。そこで、府民のコンセンサスを得るためにも、本府のカジノについての考え方など、これまでの検討状況を府民に示すべきではないでしょうか。今後、カジノ誘致を検討するに当たり、法制度の問題を初めとするさまざまな課題についてどのように検討を進めていくのか、商工労働部長の所見をお伺いいたします。

次に、雇用促進を図るという視点も含め、新しい産業の創出についてお伺いします。

創業をコンセプトにした産業再生プログラムを策定して二年が経過しました。府では、インキュベート施設の整備や創業促進税制の導入、エンゼルファンドの創設など創業支援施策を展開されており、創業促進税制の対象となる資本金一千万円以下の法人数が前年度より増加するなど、一部効果があらわれているようです。しかしながら、全体としての大阪の経済は、今なお低迷を続けており、実感としても改善しているとは言いがたいものがあります。

今後、産業再生プログラム案の事業効果を検証し、これらの施策をさらに充実強化していかなければ、真の大阪産業の活性化にはつながらないと考えますが、プログラム事業の点検を含め、今後の決意について商工労働部長にお伺いをいたします。

とりわけ大阪産業の空洞化を食いとめ、また雇用を生み出していくためには、バイオや福祉、環境といった新しい産業を創出していくことが極めて重要と考えますが、かけ声だけでなかなか進まないものがあります。例えば、海外では、フィンランドのオウル市のように、ハイテクと医療、福祉を組み合わせた技術で町おこしに成功し、年約百五十社のペースで企業が増加し、周辺からも職を求めて人口が大量に流入した例もあります。この成功の要因は、企業と大学、行政が連携しながら、医療と福祉の分野で技術開発を進めることで産業の活性化を図っている点にあります。

また、平成十四年度版の科学技術白書では、知による新時代の社会経済の創造に向けてと題し、科学技術の進歩によるイノベーションが、社会経済の発展に果たす役割を示しております。我が国においては、若者を初めとする個人がすぐれた知を生み出し、さらにそれをもって社会で起業するというケースがまだまだ少ないものの、科学技術を起業に結びつけ、産業活性化にどのように生かしていくのかということが極めて重要なテーマであると考えております。幸い大阪は、大学、研究機関が集積しており、これらのポテンシャルを新しい産業創造へとつなげていくための仕掛けをつくれば、日本あるいは世界をリードし得る先端企業が育つ環境が整っているのではないでしょうか。

そこで、期待されるのが、府内の中核八大学を初め、府、市や経済界などオール大阪での推進体制を有する大阪TLOであります。つい先日も、大阪大学で生まれたバイオ関連の特許をベンチャー企業に移転させることに成功するなど、徐々にその成果が見え始めております。新産業の創出に大いに貢献が期待できるところであります。今後、産学連携を看板にしている大阪TLOを核にしながら、研究成果という知的財産を新しい産業創造に結びつける仕組み、いわば知的創造サイクルをつくり上げていくことが必要であると考えますが、商工労働部長の所見をお伺いします。

次に、雇用の創出についてお伺いします。

雇用環境は、依然最悪の状況を続けております。先月、総務省が発表した労働力調査でも、八月の完全失業率は五・四%と対前月比で横ばい、全国の完全失業者数は前年同月に比べ二十五万人ふえて三百六十一万人と十七カ月連続の増加となりました。また、高い失業率が続く中、やはりと思わせるデータも出ております。完全失業者のうち雇用保険を受けているのは全体の二割にすぎず、ほぼ過半数に当たる人が収入ゼロ、完全失業者の一カ月の主な収入は、五十五歳以上の年齢階級では年金、恩給が最も多く、それ以外のすべての階級層で最も多いのが収入なしであります。そして、高い失業率の推移が、バブル崩壊後の失業率の特徴として長期失業者の増加をもたらしております。

労働経済白書によれば、失業期間一年以上の長期失業者は、この十年間で四倍にふえました。六十歳から六十四歳の場合、失業者数の三一・七%が長期失業者で、高年齢者ほど再就職が厳しくなっていることが浮き彫りになりました。全体の傾向としても、一たん失業すると、そこから抜け出すことは難しく、平均失業期間は四・三カ月で、過去最長を記録しております。失業が長期化する前の再就職支援の必要性を白書は指摘をしております。

このような中、大阪では、先日、十二万人緊急雇用創出プラン案を大阪府、大阪労働局、関西経営者協会、連合大阪の四者で構成する大阪雇用対策会議で策定されました。同プランには、雇用環境を改善する決定打となるように期待いたしますが、推進に当たっては、大阪府の取り組みだけでなく、先ほどの四者の強力な連携のもとに進められるべきであります。その上で、府が果たすべき役割について目標、達成期限、予算の裏づけ、実行責任者、市町村との連携など計画の実効性と検証方法を明確に示すべきであります。また、毎年対象を絞って実施するなど、結果の見えやすいシンプルな形での取り組みが必要でないかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、りんくうタウンの企業立地についてお伺いします。

去る九月に公表された基準地価格によれば、泉佐野市域の土地価格は約一二%下落しており、こうした状況を踏まえれば、ますますりんくうタウンの分譲は厳しいと考えられます。そこで、企業局は、新しく仮称まちづくり促進事業会計を設置し、そこが起債を発行して、既存の地域整備事業会計からりんくうタウンや阪南スカイタウンの産業用地を買い取る貸付方式のスキームが検討されております。この貸し付けスキームを実施すれば、厳しい経済状況の中で果たして企業誘致が進むのか。用地費の返済という多額の負債を背負うとともに、毎年起債の利息や事務費などのコストが発生し、府財政の危機的な現状の中で一般会計からの財政支援が幾らになるのか少なからず不安を覚えます。

企業誘致の促進を最優先に考えれば、このスキームの実施に踏み切らざるを得ない反面、この厳しい選択に決着をつける必要があり、その判断の前提条件を早急に整理し、新会計の事業収支についてのきちっとした枠組みを提示すべきであると考えますが、知事の所見をお伺いします。

このたびの貸付方式は、地価の下落を考え、貸付賃料について企業の進出意欲を引き出すべく、市場実勢に応じて相当弾力的に考えないと、企業誘致の呼び水にはならないと考えます。先日、神戸市は、ポートアイランド 二期事業の賃料を十年間免除するという思い切った企業誘致推進策を決定いたしました。賃料を免除すれば収入は入らないが、高い賃料設定にして借り手がつかないよりは、雇用の創出や税収などの面で地域の活性化を目指すことを選択いたしました。

そこで、企業立地を一段と促進するためには、賃料の水準を単に市場実勢に合わせるだけでなく、さらに踏み込んで、高い雇用や税収の見込める進出企業には一定期間は賃料を免除するぐらいのことを考えるべきではないでしょうか。知事の所見をお伺いいたします。

次に、ヒートアイランド対策についてお伺いします。

ことし六月、日本も温室効果ガスの排出削減を義務づける地球温暖化防止のための京都議定書を批准いたしました。議定書の批准は、地球温暖化という人類の将来を左右する重大な環境問題に、日本政府が国際的な責任を果たす意思を内外に示したものと言えます。

環境省の調査によりますと、本年七月から九月の気温が三十度を超えた延べ時間数が、二十年前と比べると仙台で三倍、東京、名古屋で倍増しているほか、中小都市でも増加しております。特に年平均の気温は大都市ほど上昇傾向にあり、東京では過去百年間で三度も上昇しているとのことであります。そして、これらの都市部の等温線を描くと、都市中心の気温の高い部分が熱の島があるように見えることから、ヒートアイランド現象と呼ばれております。

ヒートアイランド現象の原因としては、都市化で地表面がアスファルトや建築物に覆われ、土や植物の水分蒸発による温度低下が少なくなり、太陽からの熱が逃げないことや、エアコンや自動車などからの人工排熱の増加が挙げられております。ヒートアイランド現象が、都市の生活環境を阻害していることは言うまでもありません。寝苦しい熱帯夜の増加で、不眠症やストレスをもたらしたり、病気をまき散らすおそれのある蚊の生息域の拡大、熱中症の増加、都市部での局地的な集中豪雨などもヒートアイランド現象が一因ではないかと考えられます。

このようなヒートアイランド現象の深刻化を受け、政府は総合的な対策に乗り出してきております。環境省、 国土交通省、経済産業省などの関係省庁でヒートアイランド対策関係府省連絡会議を発足させ、関係する自治体 や産業界とも協力して、現象の解明と集中的な対策を展開しようというものであります。

国土交通省では、気象庁の予測モデルの解明結果に基づき、緑化の推進、水辺面積の拡大、透水性舗装材の普及など、地表面を冷ます対策を民間連携で実施し、気温の上昇を抑制する都市構造への転換を目指そうとしております。対象となる都市は、政府の都市再生プロジェクトの拠点となる大阪、東京などの緊急整備地域十七カ所のほか、神戸など政令市でも重点的に取り組み、今年度中にも事業に着手する方針であると聞いております。あわせて国土交通省では、大阪や東京でエアコンから出る排熱を空中に発散させずに地中の熱交換機に蓄え、これを海水に循環させて冷やす都市排熱処理システムの実験的プロジェクトもスタートさせます。

環境省では、平成十五年度に東京二十三区の周辺数十カ所に観測機器を設置し、温度や湿度、風向き、風速、 気圧などを計測し、二十三区内に独自の観測網を持つ東京都のデータと照らし合わせ、共同でデータの解析とヒートアイランド現象発生のメカニズムの解明に取り組みます。国と東京都は、この分析結果をもとに、よりきめ細かな対策を講じることになります。

このように、国が省庁間の枠を超え、地方自治体とも協力してヒートアイランド対策に取り組んでいこうとする中、大阪府が国や他の自治体におくれることなく総合的な都市のヒートアイランド対策を具体化していくためにも、各部局が個々に取り組むのではなく、府として一貫性を持った総合的な対策を行うための全庁的な組織体制の構築が必要ではないでしょうか。知事にお伺いをいたします。

次に、ハンセン病療養所入所者支援についてお伺いします。

一九九六年にハンセン病の隔離政策を定めた法律が廃止されるまで、患者の皆さん方は想像を絶する苦悩を受けて来られました。特に特効薬ができた後も隔離政策があったため、根拠のない偏見が残り、その結果、とんでもない人権侵害が続いてきました。

しかし、記憶に新しい昨年五月、国の責任を認めたハンセン病訴訟の熊本地裁判決に対し、小泉首相が控訴断念を決断、そこからハンセン病問題が解決へ大きく動き出しました。その控訴断念後、ハンセン病療養所への入所歴のない元患者さんと入所者の遺族の方が新たな訴訟を提起されましたが、これも熊本地裁の和解勧告に国は

従って、坂口厚生労働大臣と原告側代表団が和解の基本合意に調印し、和解が成立いたしました。基本合意書では、未入所者に対しても、人権侵害と偏見、差別を助長した国の法的責任を認め、被害者の名誉回復と精神的苦痛を慰謝するための謝罪広告を行うことも明記され、未入所者と遺族も含めハンセン病問題が全面的に解決することになりました。現在、国や自治体は、療養所に入っておられる方々が一日も早く社会で安心して生活できるよう、最大限の支援を行わなければなりません。

昨年六月、太田知事御自身が、岡山県の邑久光明園と長島愛生園の二つのハンセン病療養所を訪問し、ぜひ大阪に帰ってきてほしいと激励をされ、大阪出身の方々は、その心強い言葉に、知事の心からの思いやりを感じ、大変喜んでおられたと聞いております。その後、何人かの入所者の人が大阪で暮らすことになりましたが、実際に生活されている方の話を聞きますと、長期間社会から隔離された環境であったためか、生活習慣や交通手段、どこに何が売っているのかなど、我々の日常生活の上で一見何でもないようなことに対し、戸惑うことが多い毎日であるとのことであります。速やかな社会復帰を実現し、地域社会に溶け込めるためにも、このような入所者の方々の思いに配慮した生活に関するきめ細かな支援が必要ではないかと考えますが、知事の所見をお伺いします。

次に、北朝鮮拉致問題についてお伺いします。

我が国と国際社会が北朝鮮に対して抱いている懸念、すなわち核開発疑惑やミサイル問題、そして日本人拉致問題などは、我が国ばかりでなく、北東アジア地域の平和と安全の維持にとっても重要であり、一日も早く取り除かなければならない課題であります。今回の首相の訪朝によって日朝関係の新しい一ページは開かれましたが、これを歴史の転換点にできるかどうかは、これからの交渉の成り行きにかかっております。しかし、日朝交渉のスタートに当たっては、拉致問題が乗り越えなければならない大きな課題として横たわっており、拉致事件関係者の処罰は当然としましても、生存者の早期帰国、事実関係の明確化、家族への補償問題等について誠意ある対応が望まれます。

ところで、大阪府内には、他府県と比べても多数の在日韓国人、朝鮮人の方が住まわれておりますが、朝鮮人 学校に通う生徒たちへの嫌がらせなど、今回の拉致問題に関して、全くいわれのない中傷を受けている事例も聞いております。このような人権侵害が行われることは、まことに遺憾であり、府は実態を把握し、誠意ある対応を行うとともに、各警察署においても、生徒たちの安全確保に十分留意していただくよう要望いたします。

さて、新聞の報道によりますと、今回の十一人以外にも、多数の人が拉致されたのではないかと言われております。北朝鮮からも、これまで日本政府が拉致として認定していなかった方々の消息が伝えられております。府内におきましても、現在、四千五百件前後の家出人の方々がおられるとのことであります。このような情報を受け、もしかして拉致されたのではないかといった問い合わせが寄せられているのではないかと存じますが、拉致の可能性のある失踪事件として把握をしておられるのか、また大阪府における現在の取組状況について警察本部長にお伺いをいたします。

次に、少子化対策についてお伺いします。

子どもは社会の宝であり、本来、大人の温かいまなざしと限りない愛情のもとで健やかにはぐくまれなければならないにもかかわらず、昨今の子どもをめぐる環境は、かつてない厳しい状況となっております。児童虐待を初め、いじめ、体罰など子どもの重大な権利侵害が後を絶たず、また引きこもり、不登校など社会に適応できない子どもたちが増加をしております。さらには、校内暴力や非行、社会のマナー、ルールを守れないといったことに見られる規範意識の低下など、子どもたちをめぐる問題は複雑化、深刻化しております。

こうした中、大阪府は、平成七年九月に策定した子ども総合ビジョンを見直し、その後継計画として子ども総合プランの策定作業を進めておられます。子ども総合プランの原案では、基本理念として、子どもが一人の人間として尊重され、豊かな夢をはぐくむことができるまち大阪を掲げ、子どもの健やかな成長を主に担う家庭への支援を基本に、福祉、健康、医療、教育、労働、まちづくりなど幅広い分野における十二の施策目標から構成されています。このプランの策定推進により、子どもにとって厳しい状況が続いているという流れが大きく変わるものとなることを大いに期待しております。

我が国の少子化の現状は、平成十三年度の合計特殊出生率が概数で一・三三と過去最低を記録しており、人口を維持できる水準の二・〇八を年々大きく下回っているとともに、本年一月に発表された日本の将来推計人口も、夫婦の出生力そのものの低下という新しい現象が見られることを指摘し、現状のままでは少子化は今後一層進展するものと予測しています。このため、国では、本年五月に小泉総理が厚生労働省に少子化対策の点検を指示し、先ごろその検討結果が公表されましたが、大阪府の合計特殊出生率は一・二四と全国平均をさらに〇・九ポイントも下回っており、全国水準以上に深刻な状況にあります。

そこで、まず府の子ども総合プランの策定推進に当たっては、国の少子化対策と十分整合性を図っていくことが必要ではないでしょうか。さらに、プランが子ども施策の考え方や方向性を示したものにとどまらず、さきに触れた少子化対策の推進など着実な成果を上げていくようにするためにも、優先して取り組む施策から重点的に推進するなど、プランを実効性のあるものにすることが重要であると考えますが、健康福祉部長にお伺いをいたします。

次に、プランの具体的な内容として、緊急に取り組む施策の中で触れられている保育所の多機能化についてであります。

都市化や核家族化の進展とともに、家族の子育て力が低下し、地域ではさまざまな子育て支援が行われている中、プランにおいて保育所の多機能化として、保育所が地域の子育て支援に積極的に取り組むという方向性が示されています。保育所は、地域の主要な構成員であるとともに、ほぼ小学校区に設置されている児童福祉施設であります。こうしたことを踏まえ、保育所が、より身近な地域の子育て支援のための施設として、子育て中の親が親しみを感じ、気軽に立ち寄れるような場として主体的な役割を果たしていくことが必要だと考えますが、健康福祉部長の所見をお伺いします。

次に、障害者支援対策について順次お伺いします。

我が国の障害者施策は、今日まで施設福祉に重点を置く傾向にあり、在宅サービスの整備はおくれがちでありましたが、支援費制度導入とともに大きな転換期を迎え、施設から地域へ、脱施設がようやく施設の目標に据えられるようになってきました。地域において障害者が自立した生活を送るためには、それを支える暮らしの場と就労の場を初めとした社会参加、生きがいづくりの場の確保は欠かせません。

まず、障害者グループホームにつきましては、障害者の方々が仲間同士お互いに支え合いながら地域生活を送るもので、障害者の地域における自立生活を支える重要な社会的資源であります。また、施設入所者の方だけでなく、自宅に閉じこもり傾向にある障害者の方々にとっても、グループホームは新たな社会参加への出発点として活用が大いに期待できるものであります。施設から地域への移行が本格化する中、暮らしの場としてのグループホームの整備は、まさに急務となっております。

大阪府では、大規模入所型施設からの地域移行にいち早く取り組み、国基準を上回る独自の施策を実施し、先駆的にグループホームの整備を進めてこられました。しかしながら、ふれあいおおさか障害者計画における整備目標の進捗状況を見ると、平成十三年度末現在で、知的障害者のグループホームは、目標二千四百八十人に対し達成率は二七・七%、精神障害者のグループホームは、目標千二百六十人に対し達成率は三四・五%、身体障害者のグループホームは、目標百二十名に対し達成率は一八・三%といずれも極めて低位にとどまっており、グループホームの整備が障害者のニーズに追いついていないのが明らかであります。

来年度からの支援費制度の導入に当たって、選択できるサービス基盤の整備が求められているにもかかわらず、 現在のグループホームの整備状況では、とても選べる状況にはありません。施設から地域へを絵にかいたもちに 終わらせないためにも、選択肢を広げていく必要があります。今こそ地域の実情に応じてグループホームの設置 が進むよう、積極的な支援策を打ち出すべきでないでしょうか。健康福祉部長の所見をお伺いたします。

次に、障害者福祉作業所につきましては、認可施設の整備が十分ではない中で、現在、全国で六千カ所が設置されており、府内においても身体障害者、知的障害者、精神障害者の作業所が三百四十カ所余り設置されているところであります。ところが、作業所の成り立ちからもわかるように、個々の作業所の運営は家族の方々が中心となって行っており、財政基盤が脆弱なことから、運営の安定化を図るためにも、認可施設に移行することが最適であると考えます。

認可移行をするに当たっては、法人設立に土地、建物の自己所有が原則とされるなどの要件があることから、 認可移行を希望する作業所にとって大きなハードルとなっておりました。このため、平成十二年、国においても 作業所の活動を評価し、賃貸借でも設置が認められるなど、従来の認可施設に比べ、施設の設置基準や運営する 社会福祉法人の認可要件が大きく緩和された小規模通所授産施設制度が創設されました。認可施設へ移行するこ とにより、運営の安定はもとより、利用者へのサービス向上や新たな福祉サービスの事業展開も可能になること から、作業所としても積極的に取り組んでいく必要があると考えます。

しかしながら、小規模通所授産施設への移行には、法人の基本財産として一千万円が必要となり、その確保が 困難、人手もない作業所にとって移行手続や法人設立後の会計事務等について不安を持っているなどの理由から、 認可移行が現在なかなか進んでおりません。このため、枚方市を初め府内の幾つかの市では、独自に認可移行に 必要な費用を補助する制度を創設し、積極的に支援を行っているところもあります。

認可移行を進めるためには、地域福祉の担い手となる市町村が主体的に取り組むべきことでございますけれど

も、作業所の設置されてきた経過を踏まえ、府としても一層の促進を図るため、支援策を講じるべきではないか と考えますが、健康福祉部長の所見をお伺いします。

次に、府立身体障害者福祉センター附属病院と府立病院の再編についてであります。

府立身体障害者福祉センターは、社会環境の変化に適切に対応しながら、時代のニーズにこたえ、障害のある方の福祉向上と社会自立の推進を目指し、身体障害者福祉法に基づく更生施設、授産施設の運営を行うとともに、附属病院において障害のある方の医療機関としての役割を担っております。このたび、府衛生対策審議会から、身体障害者福祉センター附属病院と府立病院の再編整備が答申されましたが、再編に当たっては、身体障害者福祉センター附属病院のこれまで担ってきた地域医療や障害者医療などが進展するという姿や府域として十分な体制がとれることを明確に提示し、地元への十分な説明と理解をもって進めるべきではないかと考えますが、これも健康福祉部長の所見を伺います。

次に、障害のある子どもたちとその家族への支援についてであります。

障害のある子どもとその家族が抱えるさまざまな問題に対し、その早期解決とともに、障害のある子どもが地域の中で生き生きと生活できる環境づくりの推進が大変重要であります。しかし、子どもの年齢に応じて支援の中心となる機関が変わるため、ライフステージに応じた継続的で一貫性のある相談システムが確立できておりません。

例えば、北海道にあります道立特殊教育センターでは、心身障害者総合相談所、児童相談所と併置しており、 各機関の機能を相互に補完し合い、障害のある乳幼児、児童生徒への一貫した相談指導体系を確立しております。 また、図書資料室、医療診断室、宿泊室などの共通利用施設を有効に活用することで、ソフト・ハード両面から の連携体制をとることができます。このように、障害のある子どもたちとその家族は、このセンターに来るだけ でさまざまな相談に対応でき、利用者の視点に立った利便性の高い執務が構築されております。

大阪府としても、障害のある子どもたちとその家族に対して、医療機関や子ども家庭センター、養護教育諸学校など、医療、福祉、教育が一体連携して対応できる支援体制を確立すべきではないかと考えますが、健康福祉部長の所見をお伺いします。

次に、大阪の教育を取り巻く諸課題について、順次お伺いします。

まず最初に、小中学校教員の総合的活用についてであります。

児童生徒が、心身ともに発達成長し、総合的な活動をするためには、体力は必要不可欠なものであり、生きる力の重要な要素となります。知、徳、体のバランスのとれた教育こそが、児童生徒の豊かな成長を促進するものではないでしょうか。もちろん児童生徒にとっては、学力向上は当然のことながら、その学びの基礎となる健康な体と十分な体力を備えていることが重要であり、それはだれしも認めるところであります。緊急にその対策を図っていかなければならないと考えます。

しかしながら、大阪府では、小学校教員の高齢化により、中には児童の発達段階に応じた体育の指導に困難さを感じたり、高齢でなくとも児童に体を動かす楽しさを感じさせることができる指導が必ずしも得意でない教員が存在しているそうであります。また、小学校には、保健体育の免許をあわせ持つ教員が非常に少ない現状があり、体力づくりの点で十分な指導が行われていないことが指摘されております。このことが、府内の児童生徒の体力低下につながっている面もあるのではないかと危惧するものであります。

そこで、その道の専門家である中学校の保健体育の教員が、小学校の体育の指導をすることにより、スポーツの楽しさを初めとした専門的な体育の指導に当たることによって、この憂慮すべき実態に対応し、効果を上げていかなければならないのではないかと考えます。府教育委員会では、ことしの四月から、小中学校の教員を、所有する免許にとらわれず、兼務や異動により異なる校種で指導する、いわゆる小中学校間いきいきスクールの取り組みを進めております。この取り組みの成果を生かしつつ、さらに発展させるためにも、体力づくりの観点からの小中学校間の交流人事を積極的に行うべきでないでしょうか。

また、今日的な課題である小学校における理数教育の充実や英語教育の導入についても、専門的な観点からの 指導が求められており、その取り組みが充実するよう人事面から応援していくことが極めて重要であると考えま す。これらの取り組みを応援していくためには、交流人事のみならず、抜本的な人事の改革が必要であります。

折しも、今後数年間は、特に小学校において大量の新規採用が見込まれる時期に入ったと聞いております。大阪の教育にとって有為な人材を確保していく観点から、小学校、中学校といった校種に分けての採用だけでなく、小中学校を一括した募集の方式を取り入れるべきでないかと考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

次に、地域と学校とのかかわりについてお伺いします。

教育もしつけもすべて学校任せという戦後日本の学校依存的な体質が、家庭、地域の教育力を低下させ、結局、

学校崩壊を引き起こしたともいえます。子どもの最初の教師は両親であるとの原点に戻ることが、社会全体の教育力再興の第一条件でありましょう。その上で、地域と学校の役割も重大であると言わなければなりません。その学校は、教師が圧倒的に主導権を握って今日まで運営されてきており、家庭、地域に対して閉鎖的との批判が多くあります。

近年、学校施設の地域開放とか余裕教室の教育目的外利用という施策が進んでいますが、閉鎖性が克服されている状況にはまだまだ至っておりません。地域社会そのものが学びの場である、教師が中軸になって地域社会も保護者も一体となった教育、そのような教育の再構築こそ、国家のための教育からみんなのための教育への質的転換を可能にするのではないでしょうか。

さて、本年四月には、学校週五日制が完全実施され、子どもたちを地域で受け入れる機会がますます増加しており、地域と学校とのかかわりが一層求められております。大阪府域においては、各中学校区を単位に、地域の幅広い人々が構成員となってすこやかネットを設置し、学校教育活動への協力支援を初め、体験活動や研修会など、学校、地域、家庭の橋渡しとなって活動しております。

しかしながら、一方で住民からは、学校活動には地域から協力しているのに、地域が実施している活動には教師など学校からの参加がない、もっと学校から地域に積極的にかかわってほしいとの声も聞いております。本当の意味での学校、地域、家庭が一体となった教育をはぐくむためにも、学校と地域相互の日常的な協力が重要であります。そこに真の信頼関係が生まれるのではないでしょうか。今後、地域で実施されている主な行事にも、学校長や教頭だけが参加するのでなく、教師も積極的に参加し、地域と家庭と一緒になって活動していく必要があると考えますが、教育長の所見をお伺いします。

次に、学校における心の相談体制の充実についてお伺いします。

文部科学省の今年度学校基本調査速報によりますと、小中学校で在学数が過去最低を記録する一方で、不登校を理由とする三十日以上の長期欠席の児童生徒数が、過去最多の十三万九千人に達しました。この調査を開始した平成三年度から不登校の児童生徒数はふえ続け、十年間で倍増したことになります。小学生が前年度比〇・五%増の二万七千人、中学生は同四%増で十一万二千人であります。中学校は、一クラスに一人以上不登校の生徒がいることになります。文部科学省も、これまで不登校やいじめ防止対策の一環として我が党が強く主張してきたスクールカウンセラー制度を平成七年度から導入し、現在、全国で約四千校の小中学校において配置されております。

この制度は、高度なカウンセリングの知識と能力を持つ臨床心理士や児童心理学の専門家、精神科医などがスクールカウンセラーとして定期的に学校を訪れ、教師とは違う立場で子どもたちの相談に乗るというものであります。この制度により、平成十年度から十二年度にかけて、不登校が全国平均で五%増加したのに対し、配置校では一・二%増にとどまり、学校教育の現場でも高く評価されています。しかしながら、こうした手だてが不登校の増加に追いついていないのが現実であります。同調査の不登校には、保健室登校などが含まれていないことから、実際の人数は数倍に膨れ上がるのではないかという見方もあります。全公立中学校にカウンセラーを配置するという目標は、早急に達成する必要があります。

不登校の子どもたちにとって、スクールカウンセラーの存在は大きく、的確な助言はもとより、悩みにじっく り耳を傾けてくれる姿勢が心を開きやすくするようであります。また、このような子どもたちと心を通わせることで不登校を解決しようという取り組みは、地方自治体でもさまざまに工夫され、活発に行われております。

大阪府においても、平成七年度から、小中学校でのいじめや不登校の子どもたちのよき悩みの相談相手となって家庭訪問などを行う大学生をふれ愛フレンドとして配置してこられました。また、平成九年度からは、サマースクールを実施し、いじめや不登校などの共通の悩みを抱えている子どもと保護者がふれ愛フレンドなどとの自然体験や宿泊交流を通じて社会性を身につけ、学校生活に適応できるきっかけづくりの場を提供しており、平成十三年度では、参加者の約半数が学校に復帰するという成果を上げてきたと伺っております。

しかしながら、このような取り組みにかかわらず、いじめ、不登校、校内暴力、少年非行が低年齢化するなど、 学校を取り巻く諸課題が憂慮すべき状況にあります。今後、全中学校のみならず、小学校にもスクールカウンセ ラーなどの配置を進め、学校における心の相談体制を一層充実していく必要があるのではないでしょうか。

例えば、大阪府では、スクールカウンセラーを配置していない中学校には、心の教室相談員活用調査研究事業として、生徒の悩み、ストレスなどを和らげ、生徒が心のゆとりを持てる環境整備を行うため、地域の方や学生を中心とした心の教室相談員を配置しておりますが、まずは府の心の教室相談員を子どもたちの心のカウンセラーとして小学校に活用していくべきであると考えますが、教育長の所見をお伺いします。

次に、ボランティア教育についてお伺いします。

受験競争の激化の中で、試験に関係するもの以外はさほど関心を持たない子どもたち、テレビやゲーム、インターネットなどのバーチャルな世界に没頭する余り、現実の世界での感覚が麻痺し、現実と没交渉になってしまうケースがふえるなど、子どもたちの人間関係の希薄化や自己中心的な行動がよく指摘されます。このような子どもたちにとって、地域に住む人々と触れ合いながら共同で作業したり、リサイクル活動や緑化作業、自然保護の活動など、社会に還元できる達成感のあるボランティア活動は、社会や自然とのコミュニケーションの機会となり、子どもたちの自信となって心の成長の確かな礎となっていくものと考えます。

一方、少子化の時代を迎え、身近に相談に乗ってくれるお兄さん、お姉さんがいない子どもたちがふえております。小学生の段階というのは、友達というよりは、まだまだ親やきょうだいといった年長者に影響を受けやすい年代です。小学生と中学生、中学生と高校生といったつながりは比較的よくあると思いますが、さらに小学生が少し年長の高校生と触れ合うことで、成長していく上での身近な手本もでき、安心感が生まれるのではないでしょうか。また、ボランティア活動を通じ、年長者が年少者に教えることで、みずからも学ぶといった経験も積めるなど、大きな意義があるのではないかと考えます。

折しも、学校におけるボランティア教育については、新しい小中高等学校の新学習指導要領においてボランティア活動が明記され、特別活動、道徳などの中でボランティア活動などの体験活動を行うとされたところであります。今後、各学校における必須の取り組みとして、学校間の交流を推進して、高等学校の生徒と小学校の児童など、小中高等学校のさまざまな年齢の子どもたちがともに学ぶ機会をさらに充実させるべきであります。そして、地域の関係施設、機関、団体との積極的な連携を進め、環境保全活動や社会福祉活動などのボランティア活動を継続的、定期的なものにして機運の醸成に努めるべきと考えますが、教育長の所見をお伺いします。

次に、府立高等学校における空調機の導入についてお伺いします。

府教育委員会では、教室内を涼しく、生徒の学習意欲の向上と学力アップを図るため、全国で初めて全府立高等学校約百五十校、三千五百教室などに一斉に空調機を導入する教育環境改善事業を実施するとされています。 本議会に所要の補正予算として、平成十四年度から平成二十八年度を期間とする限度額二百億円余りの債務負担行為及び空調機の使用料を設定するための府立高等学校等条例の一部改正を提案しておられます。

大阪の外気温は、都市の温暖化等により年々上昇し、七月初めから九月半ばにかけて教室の気温は四十度近くなる学校もあり、多くの府立高校の人たちにとりまして、授業に集中できない状況にあります。このようなことから、我が会派としても、空調機を導入して生徒の教育環境を改善することは一定理解するところでありますが、今回の導入に関し、幾つかの点をお伺いします。

まず、文部科学省も、本府と軌を一にして公立小中高等学校等の教室などへの買い取り方式による空調機の導入に対して補助制度を創設することとし、平成十五年度の国家予算の概算要求に盛り込んだと聞いております。 今回の大阪府の空調機導入に、このたびの国の補助制度を活用すれば、保護者負担を求めることなく空調機を導入できるのではないでしょうか。

二点目として、空調機が一般家庭においても広く普及する一方、児童生徒の学力低下が叫ばれ、このことに対応するためにも、教育環境を改善させていくことが求められているならば、高等学校と同じような状況にある小中学校においても空調機の整備が必要になると考えますが、現在、小中学校の整備状況はどのように考えているのでしょうか。さらに、未設置の学校への整備のあり方については、府はどのように考えているのでしょうか。

三点目に、発注方式については、府教育委員会では、約三千五百教室分を一括して入札にかけることを考えているようでありますが、しかし府域を幾つかに分割した入札や、機器の設置とその後のメンテナンスを分割して入札すると、競争原理が働いて事業費が圧縮される可能性もあります。事業費を圧縮し、保護者の負担を軽減するためにも、さらなる検討、努力をすべきでないでしょうか。

四点目に、地球温暖化や都市部におけるヒートアイランド現象への対応が課題となっております。今回、約三千五百教室分の空調機を導入するに当たって、排出する温室効果ガスに見合うような温暖化防止対策が必要ではありませんでしょうか。

また、導入を契機に、環境教育をより一層推進するとともに、環境への負荷を軽減するための施策として、校内緑化の促進はもとより、ビオトープの整備や生ごみの堆肥化など、いわゆるエコスクールの機能を取り入れた環境に優しい学校づくりをこの際検討すべきではないでしょうか。

以上、あわせて教育長の所見を伺います。

最後に、府立高等学校のあり方についてお伺いします。

府内の中学校卒業者が年々減少していく中で、生徒の減少により学校の小規模化がこれ以上進展していくことは、多様な選択科目の設置、学校行事、生徒会活動、部活動など生徒にとってよりよい教育環境が十分に行えな

くなり、学校の活力の低下にもつながります。このため、大阪府においては、平成十一年度に策定した教育改革 プログラムに基づき、全日制府立高等学校特色づくり、再編整備計画を平成十一年度より平成二十年度までの十 カ年計画として推進されているところであります。今年度も、改編による特色づくり四校と統合整備による特色 づくり二校の再編整備を発表し、府立高等学校の整備に取り組んでおられますが、依然再編統合に当たっては、 地域住民や在校生、卒業生などのさまざまな思いを聞くことがあります。このため、まず今後再編整備計画を進 めるに当たっては、地元に対する十分な説明を行うとともに、統合される側の生徒に配慮されたいと存じます。

さて、本年四月から学校週五日制が完全実施されておりますが、実施に当たっては、子どもたちの学力低下を不安視する声が上がり始めました。このため、文部科学大臣は、本当の意味の学ぶ意欲、学ぶ習慣を高めるためとして、確かな学力向上のための二〇〇二年アピール「学びのすすめ」を発表し、補充的な学習や宿題による学習の充実に言及しておられます。

このような国の動きを受けて、本府においても時代をリードする人材育成研究開発重点校、いわゆるエルハイスクールを指定し、学力向上に取り組んでおられますが、こうした取り組みがゆとり教育から詰め込み教育への逆戻りをもたらすことがないよう、まず生徒の学ぶ意欲、学ぶ習慣を育てる取り組みが必要であると考えますが、教育長の所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。